

放送大学学園の職員の兼業に関する内規

平成15年10月1日
常勤理事会決定第20号

改正 平成21年2月18日・3月30日、平成22
年3月30日、平成24年3月14日、平成3
1年4月26日

(目的)

第1条 この内規は、放送大学学園就業規則（平成15年放送大学学園規則第4号）第10条第7号の規定に基づき、放送大学学園の職員（以下「職員」という。）の兼業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において「兼業」とは、報酬の有無を問わず、職員が本務以外の業務に継続的又は定期的に従事することをいう。

(兼業の申請)

第3条 兼業を行おうとする職員は、あらかじめ、別紙様式による兼業許可申請書及び兼業先からの依頼状その他参考となる書類を提出し、理事長の許可を受けなければならない。

(兼業の許可基準)

第4条 兼業は、勤務時間外であって、職員の占めている職と営利企業、団体、事業又は事務との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがない場合で、本務の遂行に支障がないと認められ、かつ、従事しようとする業務が次の各号の一に該当する場合に許可することができるものとする。

- 一 国立大学法人、国立大学共同利用機関法人、独立行政法人、公立大学法人、公立又は私立の学校において教育又は研究に携わる非常勤の職
- 二 国又は地方公共団体の審議会委員等の非常勤の職
- 三 国立大学法人、国立大学共同利用機関法人、独立行政法人又は特殊法人等の評議員等の非常勤の職
- 四 公益法人等の評議員等の非常勤の職
- 五 技術移転企業又は研究成果活用企業の役員の職
- 六 株式会社の監査役又は社外取締役の職
- 七 営利企業での研究開発及び技術指導等を行う職
- 八 営利企業での経営及び法務に関する助言を行う職
- 九 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に認めるもの

2 前項の規定は、特任教授をもって充てる学習センター所長が、勤務時間内において、前項第1号から第4号までに掲げる業務の一に従事しようとする場合について準用する。

(兼業の期間)

第5条 許可することができる兼業の期間は、前条第5号及び第6号に掲げるものを除き、原則として1年以内とする。ただし、法令等に任期の定めのある職につき場合は、4年を限度として許可することができるものとする。

(兼業の件数及び従事時間数)

第6条 報酬を得て行う兼業については、許可することができる件数は7件以内とし、かつ、1年度の期間を平均した1週当たりの延兼業従事時間数は8時間以内とする。

附 則

- 1 この内規は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この内規の施行前に許可を受けた兼業は、この内規により許可を受けたものとみなす。

附 則（平成21年2月18日）

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日）

- 1 この内規は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行の日の前日に独立行政法人メディア教育開発センターに在職していた職員で、同センターの廃止により学園に身分を承継された職員（教員に限る。）に係る兼業の許可を受けたものは、この内規により許可を受けたものとみなす。

附 則（平成22年3月30日）

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日）

この内規は、平成24年3月22日から施行する。

附 則（平成31年4月26日）

この内規は、令和元年5月1日から施行する。

